

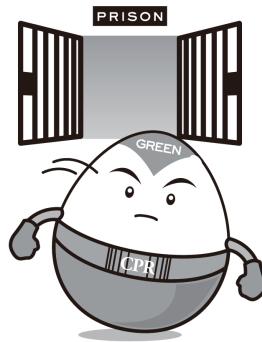
監獄の中で自由を奪われた人々の人権に関心を寄せるすべての人へ

監獄人権センター



社会復帰のためのハンドブック

Ver. 2.0



はじめに 2

1. 出所前後の手続きについて 3

2. どうする？ お金がない！ 4

2-1 はじめに／2-2 出所時のお金／2-3 当面の生活費用〔更生緊急保護〕

2-4 生活保護／2-5 年金・保険

3. どうする？ 身分を証明するものがない！ 8

3-1 出所前にできる準備は……／3-2 出所後は何をすれば……

4. どうする？ 住居がない！ 10

4-1 出所前に何を準備すれば……

4-2 出所後は何を……

①保護観察所 ア 更生保護施設 イ 自立準備ホーム ウ 自立更生促進センター

②アパートを借りる

5. どうする？ 仕事がない！ 12

①履歴書はどう記載すればいいか？ ②保証人とは？ ③資格制限とは？

私の就職活動体験 その1 その2

こんな場合は……

①高齢の方が抱える困難 14 ②病気や障害のある方 16 ③依存症を抱えている場合 17

生活保護申請書の書き方例 18

参考資料紹介 連絡先リスト 19

コラム：地域生活定着支援センターとはどのような所ですか？ 3

社会福祉協議会とは 6 法テラスとは 7 関係機関への手紙の書き方 9

ハローワークはこんなところ 13 ダルクとは／マックとは 17

はじめに

この冊子の目的は、皆さんが刑務所から社会に戻った際に、社会復帰を少しでも円滑にすすめていけるように支援することです。

出所後に生活を立て直すことができず、困窮してしまうケースが多くあります。社会には誰にでも利用可能な制度やサービスがありますが、刑務所を出所した方々に広く知られているとは言えません。

この冊子を出所者の方が利用できる可能性のある更生保護制度や福祉サービスを紹介しています。しかし、実際にその制度やサービスを利用できるかどうかは、個々の状況によるため、はっきりとしたことは言えません。まず、みなさんが社会復帰に際して直面する困難に対応した制度やサービスを知ることから始めてください。そして、その福祉制度等を本当に自分が利用できるのかを適切な相談先に相談し、専門的なアドバイスを教えてください。

適切な相談先を調べるためには、刑事施設職員に協力をお願いする場面もあると思います。その際に、この冊子の情報を活用して、相談先の連絡先を教えてもらうことを想定しています。民間施設については巻末に連絡先や資料を載せていますが、公共施設については施設職員に教示願いを出して問い合わせてください。

また、一般に地方自治体や公共施設などの行政とやり取りをする際は、その担当者によって対応はさまざまです。温かいメッセージを添えてくれる人もいるかもしれませんが、いかにもお役所仕事で、冷たいと感じる対応をされるかもしれません。しかし行政は、その立場上、担当者の一存で私情を差し挟むことができないことも多くあります。担当者にはいろいろな人がいるものだという前提で物事を進めたほうが良いかもしれません。そのようなときには、相談者の側から、「以前の担当者の〇〇さんに対応をお願いしたい」と申し出ることも考えられますが、異動等により実現しないこともあるでしょう。

行政は堅い印象を持つかもしれませんが、適切な利用をすれば、様々な行政サービスを受けることができます。このハンドブックが、刑務所にいる間から出所後の社会復帰に向けた準備を始める一助になればと願っています。

なお、この冊子を使ってみて成功した事例、うまくいかなかった事例など感想を監獄人権センターまでお寄せください。今後の活動に活かして参ります。

Ver.2.0 2016年9月 *内容の一部を最新の情報に更新しました。



1. 出所前後の手続きについて

Q (仮釈放または満期で) 出所が間近です。社会復帰に向けてまず何をしたらよいのでしょうか？

A 社会復帰に向けての準備は、人それぞれで違います。一般社会にひとりの市民として戻るわけですから、市民としての生活の基本として、どこに住むのかの届け出(住民登録)、何かあったときのための年金や保険に関する届け出が必要です。下記にその基本的な流れを示します。ただし、人それぞれですから、細かいことは、施設職員や保護観察官、社会福祉士などに聞きましょう。(施設に配置されているソーシャルワーカーについてはp14 参照)

【あなたは「特別調整」の対象者ですか？】

→特別調整対象者とは、以下の要件の全てを満たす人を指します。

- ①高齢(おおむね65歳以上をいう。以下同じ。)であり、または身体障害、知的障害もしくは精神障害があると認められること。
- ②釈放後の住居がないこと。
- ③高齢または身体障害、知的障害もしくは精神障害により、釈放された後に健全な生活態度を保持し自立した生活を営む上で、公共の衛生福祉

に関する機関その他の機関による福祉サービス等を受けることが必要であると認められること。

- ④円滑な社会復帰のために、特別調整の対象とすることが相当であると認められること。
- ⑤特別調整の対象者となることを希望していること。
- ⑥特別調整を実施するために必要な範囲内で、公共の衛生福祉に関する機関その他の機関に、保護観察所の長が個人情報を提供することについて同意していること。

(平成21年4月 法務省保観244号 法務省矯正局長・保護局長通達)

◎「特別調整」の対象者とされました。

→出所後は、保護観察所を通して「**地域生活定着支援センター**」で社会復帰のための支援を受けることができます。下のコラムを参照ください。

◎「特別調整」の対象者ではありません。

→施設職員や社会福祉士、保護観察官などと相談しながら、以下を参考に手続きを進めます。

①出所後、年金・健康保険の手続をするために市区町村の役所へ出向きます。

※年金の担当部署の名称は、役所によって違う

【地域生活定着支援センターとはどのような所ですか？】

地域生活定着支援センターは、出所者等のうち、高齢や障がいのために自立した生活を営むことが困難と認められる人が対象です。対象者に対して、福祉サービス等を利用できるようにするための支援を行うこと等により、地域の中で自立した日常生活、社会生活の営めるようにすることを目的としています。2012年3月までに全都道府県に設置が完了しました。

具体的には、保護観察所からの依頼に基づき、矯正施設に在所している人を対象として、福祉サービス等のニーズの内容確認を行い、帰住予定地の地域生活定着支援センターとの連絡調整、帰住予定地において受入先施設のあっせん、または福祉サービス等の申請支援等を行うコーディネート業務およびそのフォローアップ業務を行っています。支援対象は、①高齢であり、または障害を有するため、福祉的な支援を必要とする矯正施設退所予定者、②入所中にセンターが相談に応じた矯正施設退所者等で、刑務所と保護観察所とセンターが福祉的な支援を必要とすると認める者、とされています(本文の「特別調整」の対象となる人)。

これらは保護観察所から地域生活定着支援センターへの依頼が前提となるので、受刑者が直接地域生活定着支援センターへ依頼をすることはできない点に注意が必要です。したがって、地域生活定着支援センターの支援を受けようとする場合、出所以前に刑務所の社会福祉士に相談してください。刑務所から保護観察所へ連絡の上、出所後に福祉的なサービスを必要とすることが説明されます。

センターでは、刑務所を出所した後に、一般的な情報提供、関係機関への紹介等をしてもらえる可能性があります。

ときもありますので、どの部署に行ったらよいかは、総合受付（案内）で聞いてみましょう。

◎自分の住民登録してある（＝現住所がある）市区町村がわかる人は……

出所時、その市区町村の役所に行きます。年金・保険の手続（年金課）をします。このとき「年金手帳」と「健康保険証」があれば持参します。無い場合は、再発行の手続について窓口で相談してください。他の市区町村に帰住する場合には、転出手続（住民課）をしたうえで、帰住先の市区町村の役所で年金・保険関係の手続をすることになります。

◎自分の住民登録してある市町村がわからない人は……

刑務所にいる間に、本籍地の役所に問い合わせの手紙を書いて、自分が住民登録されている市区町村がどこか（現住所）を教えてください。

また、本籍地もわからない人は、分類部門の職員に「教示願い」を出して本籍地を教えてください。そのうえで、上に書いたように、出所後住民登録されている役所に行くことになります。

なお、職権で住民票が抹消されていることもあるので注意して下さい。〔本冊子3-2 参照〕

②出所後、生活保護を受ける場合は、まずは福祉事務所に行きます。

福祉事務所は、基本的には県と市が設置しているもので、全国に1247か所設置されています（2015年4月1日現在）。役所の中にあるとは限りません。場所がわからない場合には、役所に尋ねたり、本冊子の末尾に挙げたような支援団体に尋ねてください。

生活保護の申請をする場合、かつては、身寄がない場合などには、入所後、刑務所の所在地で住民登録をし、刑務所の所在地で申請をする扱いとなっていました。現在は、厚労省の局長通知により、自分が帰住地としたい場所の福祉事務所で、生活保護申請をすることができるようになりました。

（生活保護手帳2011年度版144頁には「刑務所又は少年院より釈放され、又は仮釈放された者について帰住地がある場

合であって、帰住地が出身世帯であるときは、その帰住地を居住地とし、そうでないときは、その帰住地を現在地としてみなすこと。」とされています。ただし、徹底されていない事務所や担当者がいるかもしれないので、その場合はこの冊子を示してください。）

なお、生活保護を受けている間は、国民健康保険料の納付は免除される一方で、老齢年金などが給付される場合には、生活保護の受給額に影響するので注意が必要です。

2. どうする？ お金がない！



2-1 はじめに

刑務所に入ると、お金をめぐるさまざまなことが社会にいたときとはまったく違ってきます。たとえば……

——自分のお金が自由に使えなくなります。

——刑務所の中では、おこづかい程度のお金しか、新たに得ることはできません。

——服役している間は、生活保護、年金や保険など、社会で得られていた社会保障の枠組みから一部外れることになります。ただし、刑務所が生活、医療など一切の面倒を見てくれます。

このような違いから、出所時には、また社会で生活していくためのお金が必要になり、社会で医療を受けたり、将来に備えるために、社会保障の枠組みに入り直す必要があります。お金を得るためには、もちろん給料を得るための仕事を探すことになりますが、それは別の章で取り上げます。この章では、当面の生活を支えるためのお金を得るための制度（生活保護）、年金や保険の制度について説明します。

2-2 出所時のお金

釈放時には、領置されていた入所時の所持金と作業報奨金（場合によっては、受刑中に差し入れられたお金も含められます）の残金が支給されることになります（刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律〔以下、法〕52条）。

まず、刑務所に収容された時点で、その時に持っていた自分の所持金は領置されます。この「領置金」は、法49条によって、自弁物品等を購入したり、

刑務所内での日常生活上自ら負担すべき費用に充てるために受刑中に使うことができます。施設長宛に、使用することを申請した場合に、必要と認められる範囲で使用が許されることになります。ただし、自弁物品等を購入するための現金の使用については、「購入により、保管総量が保管限度量を超え、又は領置総量が領置限度量を超えることとなるとき」には領置金の使用は認められません。

また、領置金を他の人に交付することもできます。やはり施設長宛に申請をします。ただし、親族への交付以外の場合で、「交付により、刑事施設の規律及び秩序を害するおそれがあるとき」または「交付により、その矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれがあるとき」には交付が認められません（法 50 条）。

作業に就いた受刑者等には、作業報奨金が支給されます。作業の種類や刑期によって異なりますが、作業報奨金の額は、1 人 1 月当たりの平均で、約 4,816 円（平成 26 年度予算額）でした。大変少額であることは言うまでもありませんが、多くの人にとって受刑中の唯一の収入源となります。

作業報奨金は、釈放時に支給されることになっていますが、釈放前にも施設長宛に申出をし、その使用の目的が、「自弁物品等の購入、親族の生計の援助、被害者に対する損害賠償への充当等相当なものである」と認められれば、申出の額の全部又は一部の金額が支給されます（もちろん、その分、釈放時にもらえる金額は減額されます）（法 98 条）。

Q 釈放後は、更生保護施設に行くことになっていますが、旅費にあてる十分なお金が手元にありません。どうしたらよいのでしょうか？

A 釈放時に帰る先への旅費がない場合には、旅費（帰住旅費）が支給されます（法 175 条）が、「釈放される被収容者等がこれに相当する費用を有しない場合であって、かつ、その者を出迎える者がいない場合又は出迎える者がその費用を負担しない場合に限って、支給する」ものとされています（被収容者等の釈放に関する訓令〔平成 18.5.23 法務省矯成訓第 3372 号〕）。

2-3 当面の生活費用【更生緊急保護】

刑務所からの釈放時にまったく手持ちのお金も身寄りもないという時に、まず考えるべきは、更生緊

急保護でしょう。

更生緊急保護制度は、社会福祉の制度とは別に、刑務所から釈放された人などに対して保護観察所の長がとる特別な保護、援助の制度です。親族からの援助や福祉機関などから改善更生に必要な保護を受けられない場合、またはこうした援助や保護だけでは、改善更生できないと認められる場合に行われます。本人の申出によって行われ、また釈放後 6 ヶ月間に限られます。

実施される保護の内容は、①宿泊場所の供与（ほとんどが委託された更生保護法人で行う）、②食事の給与（保護観察所で現金を給与するか、更生保護法人などに委託している）、③帰住旅費の給・貸与（実際は、保護観察所で現金を給与したり、または JR 交付の「被救護者旅客運賃割引証」を交付する）、④生活援助等のための金品の給・貸与（保護観察所で作業衣や宿泊費などを給与）、⑤住居等の援助（住居確保のための手続を助けたり、家族と連絡をとったり、帰住方法について教えたりする）、⑥医療・療養の援助（必要な医療を受けるための情報提供、助言など）、⑦就労の援助（就労についての情報提供や助言。職業訓練、ハローワークとの連携による就労先のあっせん）、⑧教養訓練の援助（レクリエーションやボランティア活動参加の促進や助言）、⑨社会生活適応に必要な生活指導（アルコールや薬物依存回復支援について情報提供、必要な知識・技術の習得）、⑩生活環境の改善・調整（家族や雇用主、学校などへの協力依頼）、⑪健全な社会生活を営むために必要な助言その他の措置（金銭管理についての助言、多重債務問題などについての法律相談、健康保険等の手続きを助ける、被害者への慰謝）、とされています。

手続きは、以下のとおりです。まずは、刑事施設の長に対して、更生緊急保護の希望を出すと、説明書と保護カードが渡されます。制度については、釈放が近づいたときに、説明がなされるはずですが、施設長が保護観察所長に申し出て、必要を認めたときに実施されます。実際には、保護観察官が面接をし、保護カードの内容を参考に、調査がなされ保護が受けられるかどうか判断されます。

なお、出所後、家族を支えなくてはならないと

いう場合には、世帯単位で、低率の利子がつきますが、「生活福祉資金貸付制度」という制度もあります。この制度は、低所得世帯や障害者世帯、高齢者世帯、失業者世帯などに対し、世帯の生活の安定や自立を図ることを目的に、必要な生活資金を低利で貸し付ける制度です。都道府県の社会福祉協議会（下のコラム参照）が実施主体となっています。市区町村の「社会福祉協議会」または「民生委員」（p15参照）に相談しましょう。

2-4 生活保護

刑務所を出て、生活を共にする家族がなかったり、すぐに就労先が見つからない場合の「命綱」となる制度です。生活保護をめぐるのは、いろいろな偏見や誤解がありますが、当面の生活を立て直すために、援助を求める他の方法がない場合には、ためらわずに申請することが強く勧められます。

申請にあたっての注意事項としては以下のような点があげられます。

○早めに申請する。

生活保護を申請しても、即日保護費が支給されるわけではないので、早めに申請することが重要です。保護利用の決定は、申請後平均14日以内とされています。

刑務所にいる間に、生活保護の申請をしたい場合には、帰住地にある福祉事務所に、出所前に、生活保護の申請書（本冊子の末尾にひながたをつけてあります）を入れて、出所予定日を添えて手紙を書くと手続きを進めてくれる場合もありますので、まずは問い合わせてみましょう。（ホームレス総合支援ネットワー

ク『路上からできる生活保護申請ガイド [改訂版]』参照）。出所後、更生保護施設などにいる場合には、入所中に施設の職員に相談して申請をしましょう。

○説明内容をメモして、わからないことは質問する。

○福祉事務所に行くときには、信頼できる友人・知人、親族、支援グループ、弁護士などの同席を求める。なお、法テラス（p7参照）では日弁連の委託により弁護士による生活保護申請の同行支援を行っています。（場合によっては無料）

○保護申請時には、細かな個人情報を質問されることになるので、相談室での面談を求める。

また、生活保護申請にあたっては、住民登録（住民票）は不要です。今、自分が住んでいる区や市の福祉事務所に申請することができ、その事務所が保護を実施する法的な義務があります。申請時には、「申請書」だけで申請ができます。それ以外に、提出する必要のある書類は後日でもかまわないのです。

2-5 年金・保険

公的年金制度は、老齢年金、障害年金、そして遺族年金の3種類を含む所得保障の制度です。多くの人が、厚生年金か国民年金の被保険者となりますが、ここでは国民年金について、さらにそのうち老齢年金と障害年金についてのみ説明します。なお、受刑によって勤めていた会社で働き続けられないなどの理由によって厚生年金の被保険者資格を失うこととなりますが、入所前に勤めていた会社に復帰できる場合には、厚生年金への再加入について、勤め先に相談することになります。

Q 受刑中は国民年金の被保険者としての資格はどうなりますか？ 国民年金の保険料を収めなければならないのでしょうか？

A 国民年金の被保険者は、年金制度を支えるために保険料を収めなければなりません。受刑中も当然にこの納付義務が免除になるわけではありません。適切な手続きをしないで保険料を納めないと将来年金がもらえなくなることがあります。受刑中も領置金から保険料を納付することはできます（「矯正施設収容中の者の国民年金の取扱いについて（通達）」平成

【社会福祉協議会とは】

社会福祉協議会は、民間の社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織です。社会福祉法に基づき、設置されています。全国社会福祉協議会のほか、都道府県、市区町村に設置されています。所在地は役所に問い合わせて下さい。

社会福祉協議会は、たとえば、各種の福祉サービスや相談活動、ボランティアや市民活動の支援、共同募金運動への協力など、全国的な取り組みから地域の特性に応じた活動まで、さまざまな場面で地域の福祉増進に取り組んでいます。

12.3.31 矯保 1004 矯正局長通達)。しかし、保険料を収めることが難しい場合には、将来年金が受け取れないことにならないよう、免除申請をしなければなりません。こうした免除申請の手続、また免除になった場合の将来の給付については、刑事施設で指導、情報提供がなされています。

刑執行開始時指導、さらには釈放前指導において、公的年金制度や保険制度について情報提供がなされることになっています。さらに、「所内生活のしおり」のなかに国民年金制度の概要についての説明が記載され、一層の周知が図られているとされています。

また、年金事務所（旧・社会保険事務所）の職員から集団または個別の面談などの方法によって、説明を受けることもできるとされています。年金事務所の職員からの説明を希望する場合には、願箋を出してこれを求めます。

公的年金について、不明な点があれば、こうした指導を受けた場合に積極的に質問してみましょう。また、年金事務所で自分の年金加入記録の確認や年金見込み額の状況、相談等を受け付けています。

Q 自分は高齢者または障害者で、年金を給付されていましたが（あるいはこれから給付されることになっています）。受刑中はなるのでしょうか？

A 年金は受給資格を満たしていても、申請しないと受給する事ができません。過去の年金記録を確認して、受給資格がある場合には受給のための申請をする必要があります。

過去に監獄人権センターに寄せられている事例では、刑事施設職員が年金受給の口座開設等について支援をしてくれて、開設した口座で受給する年金を受け取れるようになった事例があります。高齢の方で、年金の受給資格を満たしている人は受刑中から年金を受給し、将来の社会復帰の際の原資とすることができる可能性があります。

他方、20歳前傷病による障害基礎年金は、刑務所に受刑しているあいだは、給付が停止されます。釈放後に再び受給するためには、年金事務所へ相談することが必要です。

実際には、障害基礎年金受給権者だった人が収容されると、「年金支払の保留処理」がなされるとされています。出所時には、年金事務所に対して、いわゆる在所証明書（刑確定日・入所日・出所日等に係る

刑事施設長の証明書）の提出が必要（支給停止期間確定のため）とされています。さらには、税申告の手続きも求められる（支給停止事由消滅後の年金の支払に係る期間の所得確認のため）とされています（年金事務所等から機構本部に対する疑義照会回答〔平成23年11月公表分〕による）。職員に相談したり、年金事務所に問い合わせましょう。

Q 行政の窓口は全てのサービスが無料なのでしょうか？

A 資料を貰うなどは無料なことが多いですが、戸籍謄本、住民票の写し等を発行してもらう為には手数料（住民票の写しの場合は300円前後）がかかります。出所後に必要な最低限の資金を出所時に持って出られるように、受刑中から計画的に領置金や作業報奨金を使うようにしましょう。

【法テラスとは】

日本司法支援センターの愛称です。国民がどこでも法的なトラブルの解決に必要な情報やサービスの提供を受けられるようにしようという構想のもと、総合法律支援法に基づき設立された法務省所管の公的な法人です。

問い合わせの内容に合わせて、解決に役立つ法制度や地方公共団体、弁護士会、司法書士会、消費者団体などの関係機関の相談窓口を法テラス・コールセンターや全国の法テラス地方事務所にて、無料で案内しています。健康保険、年金、その他社会保障についての相談も受け付けています。

また、経済的に余裕のない方が法的トラブルにあったときに、無料法律相談や必要に応じて弁護士・司法書士費用などの立替え、犯罪の被害にあわれた方などへの支援等、総合法律支援法に定められた5つの業務を中心に、公益性の高いサービスを行っています。

受付日時：平日の9:00～21:00、
土曜日の9:00から17:00
（日曜祝祭日・年末年始休業）
電話：0570-078374
（PHS・IP電話からは03-6745-5600）

3. どうする？

身分が証明できない！



出所後、住む所を探したり、生活保護を受けたり、仕事を探したり、いろいろな場面で身分証明書の提示を求められることがあります。しかし、刑務所にいる間に免許証を失効したり、住民登録が抹消されていると、身元を証明するものがなくなってしまう場合もあります。そうした場合にはどうすればよいのでしょうか。

3-1 出所前にできる準備はどのようなことでしょうか？

①在所証明の発行を求める

在所証明書は、刑務所・拘置所などに現在または過去に収監されていた事実、その期間などを証明する書類で、刑事施設の所長が発行することとなっています。出所後に、入所中に更新期間が切れてしまった免許証等の更新・再発行や国民健康保険料等の支払い免除のための申請等を行おうとするときに必要になる書類です。出所前に刑事施設職員に必要部数を告げて出所時に発行するよう求めることができます。

なお、出所時に交付を受けなくても、出所後に郵便等を利用して発行を求めることもできます。

②更生緊急保護を求めて、保護カードの発行を受ける

出所後に頼れる家族もなく、行く場所もお金もないような場合でも、満期出所ならば通常、刑務所の門を一步外に出ると国は面倒を見てはくれません。刑を終えている以上、公的機関による監視や拘束は行えないからです。

しかし、一切の支援がない状態では出所した途端に路頭に迷うことになりかねません。

そのような事態を生じさせないために、「更生緊急保護」という制度が設けられています。本冊子の2-3を参照して下さい。

Q 自動車運転免許証の更新期限が切れてしまったらどうすればよいのでしょうか？

A 就職活動をしようとするとき、資格として自動車運転免許を持っていることが有利になることは多いでしょう。身分証明書としての役割も大きなものがあります。しかし、刑事施設在所中に免許証が失効してしまうこともあります。

そこで、やむを得ない理由で免許証が失効してしまった場合は、その「やむを得ない理由」が無くなってから1カ月以内であれば、適性試験と講習を受験することによって免許を回復することができるという救済策が用意されています。刑事施設に収容されていたことは「やむを得ない理由」にあたるので、出所後1カ月以内に適性試験と講習を受ければ、免許を回復することができます。

しかし、免許を失効してから3年が経過するとこのような救済措置を受ける事ができません。免許は完全に失効してしまい、もう一度最初から技能試験や学科試験を受けなければならなくなります。

こうした不都合を解消するために、法務省は都道府県警察と協力して、矯正施設に収容中の「特定失効者」に対して施設内で適性試験と講習を実施する事としています。ただし、これは一施設で年に一度しか行われず、受験できるのも一度きりですので、なるべく早い時期から施設職員に相談をして、試験が受けられるよう情報を集めておきましょう。

3-2 出所後は何をすればいいのでしょうか？

①住民登録をして住民票を取る

例えば、就職する際や、携帯電話の契約をする際など、社会生活を送る上で住民票が必要になる場合があります。

しかし、刑事施設に入っている間に市町村からの公的通知書があて先不在により返却されると、その住民は登録された住所に住んでいないということになり、職権によって住民票が抹消されてしまうことがあります。（職権消除）

このような場合には、改めて住民登録の手続きをする必要があります。ただし、職権消除されてから5年以内であれば、転出届に準ずる書類の発行を求めることができますので、入所前の居住地の役所に問い合わせてみましょう。

住民登録は「居住地」で行うことになっています

ので、居住の実体のない場所を登録することはできません。そこでまず、住む場所を確保することが必要になります。住む場所の確保については、次の「住むところ」の項目を参照してください。

なお、もしもご家族との関係が良好なものである場合、本籍地へ出向いて戸籍謄本と附票を入手して、これを基にご家族の住所に「住所設定」を行い、その後に居住地が定まった場合、転居の届出を行うという方法もとれます。ただし、この方法をとった場合、住所設定された住所に役所からの送付物等が届いたときに、その住所の住人が役所に「この人はこ

こには住んでいません」という連絡をすると、再び職権消除されてしまうこともありますので、注意が必要です。

ちなみに、刑事施設在所中は住民票を刑事施設の住所に移すこともできます。この場合、住民登録が職権消除されることはありません。出所後に居住地で住所変更の手続きをしてください。

住民登録を行うと、マイナンバーカードを作ることができます。マイナンバーカードは身分証明書として使うことができます。

【関係機関への手紙の書き方】

刑務所にいる間は、福祉関係機関等へ連絡をとる手段は、手紙の発信がほとんどであると思います。初めて相談の手紙を書く際には、いきなり詳細を書きすぎないことが、期待する返事を貰うコツです。発信通数制限のある刑務所においては一回の発信で極力全てのことを相手に伝えたいという心情は理解できます。しかし、相談先の担当者にとって必要な情報と相談者が伝えたい内容は必ずしも一致しないことが多くあります。

また、受刑中は短時間で手紙を書かなければならない等の制約のために、多くを1通の手紙に書こうとすると字が乱雑になり、読み手に内容が伝わりにくくなることも懸念されます。最初の手紙としては便せん数枚が限度であると考えてください。

まず、現在直面している問題がどのようなものか、出所後に想定される困難がどのようなものかを簡潔に説明するとよいでしょう。その上で、利用できる福祉サービスの情報や、サービスを利用する際の条件、出所後に相談するべき担当部署名を教えてください等々の依頼内容を書くともよいでしょう。また、上記の質問への回答に必要な情報があれば後日送るので教えてください、刑務所の発信回数制限のためにすぐに返事ができない可能性がある点を最初の相談の手紙で伝えておくともスムーズに相談を進めることができます。何度か手紙のやり取りをする中で相手に伝えるべき内容を絞って的確な情報を提供することで、より具体的な回答が得られると思います。

また、細かいことのようにですが、返事をもらった際は、次に発信をする際にお礼を添えたうえで、本題に入る等も重要です。相談相手は業務として回答をすることがほとんどですから、回答するのが当たり前だというご意見もあるかもしれません。しかし、特に手紙での質問に文書で回答するのは、一般的な電話での問い合わせと違い、担当者の事務負担は大きくなる性質があります。対応するのは一人の人間である以上、適切な対応を引き出すために、謝意を伝えることは有効です。

さらに、一般に、行政からの返事は素っ気ないものになることが良くあります。担当者の裁量でできること、できないことがはっきりと決められているため、致し方ないところもあります。対応は担当者により変わるものなので、素っ気ない対応をされても余りにせず、やり取りをすることをお勧めします。

また、相談先の福祉関係機関が刑務所の住所地なのか、帰住希望地域なのかを最初の手紙で伝えておくともよいと思います。

相談の手紙を送る際に担当者や担当部署名が分からない時は、「国民健康保険ご担当部署御中」のように宛名を書くともよいでしょう。

4. どうする？ 住居がない！



仮出所する場合は保護観察が付きますので、出所後の生活においては保護司等の指導・監督・助言を受けることができます。しかし、満期出所の場合、基本的に刑事施設の門を一步出れば自力で生活していかなければなりません。

家族や友人、知人の協力が得られる場合もあるでしょうが、そうした援助が得られない場合はどうすればよいのでしょうか。

〔参考〕

家賃5万円強のアパートを借りる時に業者から要求された書類は、本人の住民票、収入証明書、写真付き身分証明書、印鑑、連帯保証人の印鑑証明書と収入証明書。それに契約時に必要な金は合計約38万円でした。

4-1 出所前に何を準備すべきでしょうか？

福祉事務所に連絡する

出所が決まったら、帰住地の福祉事務所に連絡して、出所の期日と、出所後に生活保護の申請を希望していることを伝え、必要な対応についてアドバイスを求めましょう。福祉事務所は、必ず各県に一つは設置されており、市町村に設置されている場合があります。

4-2 出所後は何をすればいいのでしょうか？

①保護観察所へ行く

出所前に更生緊急保護を求めて保護カードの発行を受けている人は、帰住地の保護観察所へ行きましょう。

保護観察所とは、各地方裁判所の管轄区域ごとに全国50か所に置かれ、更生保護および医療観察の実施機関として、保護観察や、生活環境調整、更生緊急保護等の事務を行っています。

保護観察所には保護観察官や社会復帰調整官などがおり、必要に応じて出所者に金品給与や更生保護施設で保護をします。

ア. 更生保護施設

更生保護施設とは、社会に頼るべき人がなかったり、生活環境に恵まれなかったりといった理由ですぐに自立更生をすることが難しい出所者を、一定期間保護して円滑な社会復帰を助け、再犯を防止するための施設です。

更生保護施設では、入所者に宿泊場所や食事の提供をするとともに、更生を果たすために必要な指導や援助を行い、その再出発を支えています。

更生保護施設では、入所者が自立の準備に専念できる生活基盤の提供、日常の生活指導や入所者が地域社会の一員として円滑に社会復帰するための指導、入所者ができるだけ早く一人立ちを果たして退所した後も自立した生活を維持していけるように必要な指導や援助等を行っています。

また、更生保護施設入所者が飲酒や薬物の問題など、社会生活上の問題を抱えている場合には、入所者がこうした問題を解決して社会生活に適應するための専門的な処遇も行います。

イ. 自立準備ホーム

行き場のない刑務所出所者等の帰住先・定住先を確保するため、2011年度から「緊急的住居確保・自立支援対策」による住居の確保の施策が実施されています。

「緊急的住居確保・自立支援対策」は、NPO法人や社会福祉法人などが管理する施設の空きベッド等を活用するもので、これらの施設を「自立準備ホーム」としてあらかじめ保護観察所に登録しておき、保護が必要なケースについて、保護観察所から事業者に対して宿泊場所や食事の提供と共に、毎日の生活指導等を委託しています。施設の形態はさまざま、集団生活をするところもあれば、一般のアパートを利用する場合があります。いずれの場合も自立準備ホームの職員が、毎日、生活指導等を行います。自立準備ホームへの入所は保護観察所の判断によって決定されるため、更生保護施設等への入居を希望する旨伝え、相談しましょう。更生保護施設と自立準備ホームは受刑者本人には選択権はなく、保護観察所が決定します。

ウ. 自立更生促進センター

自立更生促進センターは、刑事施設内での成績が

良好であるのに、これまで親族などの適切な受け入れ先を確保できない人を仮釈放で受け入れます。就職や住居の確保などの支援をほとんど受けられずに社会に委ねられていた人たちの受け入れ先となるために国が設置した宿泊施設（保護観察所に附設）です。

センターでは保護観察官が、刑事施設から仮釈放された人に対し、一人一人の問題性に応じた専門的な処遇を行い、二度と過ちを繰り返さないための考え方や行動の仕方を身に付けられるようサポートするとともに、就職活動やセンター退所後の住居の確保を支援して円滑な社会復帰を助けます。

ただ、2016年3月現在、全国で運用されている自立更生促進センターは2施設にとどまります（福島自立更生促進センター〔福島保護観察所に附設、2010年8月運営開始〕、北九州自立更生促進センター〔福岡保護観察所北九州支部に附設、2009年6月運営開始〕）。

②アパートを借りる

生活保護法は「居宅保護の原則」（30条）を採っており、生活保護は基本的に被保護者の居宅において行うと定められています。そこで、生活保護を受給している場合アパートへの入居費の扶助を受けることができます。生活保護申請については「2-4 生活保護」の項目（p6）を参照してください。

なお、生活保護申請は、住所地の自治体の福祉事務所で行うことになっていますが、定まった住所がない場合などは、現在住んでいる場所から一番近い福祉事務所に申請することができます。一時的な宿泊所やネットカフェなどを利用して申請することもできます。

生活保護申請と同時に、アパート入居費の一時扶助を申請することができます。一時扶助の申請は、保護開始後に行うこともできます。認められれば入居費用として敷金・礼金・仲介手数料・火災保険料・保証料を受給することができます。ただし、入居費用には各自治体ごとに上限が設けられていますので、まず不動産屋で入居したいアパートの見積もりを作成してもらってください。なお、入居当月の家賃は入居費用ではなく、住宅扶助として支給されます。

この見積もりを添付して一時扶助の申請を行うと、職員による面談が行われ、生活歴や職歴、病歴などの聞き取りが行われ、アパートで生活することが可能かどうかの調査が行われます。これらの手続

を通ると、一時扶助が決定されます。もしも申請が却下された場合は、不服申し立てを行うこともできますので、きちんと「却下通知書」を受領しましょう。また、一度却下されても、再度申請することは可能です。何度申請しても一時扶助を受けられない場合は弁護士や司法書士に相談してみましょう。

アパートへの入居が決まると、家賃相当額が「住宅扶助」として支給されます。住宅扶助は家賃相当額しか支給されません。管理費や共益費は生活扶助から支出することになるので注意が必要です。

〔貧困ビジネスについて〕

近年、生活保護受給者等を狙ったいわゆる「貧困ビジネス」が問題になっています。

アパートへの入居の際に保証人を用意できなかったり、金銭的な理由で適当なアパートを見つけられなかったりする生活保護受給者に、保証人や安価な部屋を提供する事業者がいます。

路上生活者その他の支援を目的に活動するNPOなど、まともな事業者もありますが、中には問題のある事業者もいます。

例えば、生活保護費が支給される口座の通帳や印鑑を預って、入金される保護費を勝手に引き出し、必要経費の名目で保護費の大半を徴収して受給者本人にはわずかな残金しか渡さない、というような事例が報告されています。

アパートを決める際には、信頼できる業者と契約するよう気をつけましょう。また、業者の対応に疑問を感じたら、すぐに支援団体へ相談しましょう。

※法テラス（p7 参照）でも相談できます。

〔生活困窮者自立支援制度〕

2015年4月から「生活困窮者自立支援制度」が始まり、全国の各自治体に、生活全般にわたる困りごとの無料相談窓口が設置されました。「働きたくても働けない」、「住む所がない」等の悩みに対して、自立を目的とした支援を提供します。宿泊場所の提供が一定期間受けられる「一時生活支援」と、宿泊場所退所後の生活に向けた就労支援などの自立支援を並行して申し込むこともできます。宿泊場所は自治体によって空き状況が異なるので、帰住したい自治体の福祉相談窓口で確認しましょう。

5. どうする？

仕事がない！



就職活動をめぐる問題は、刑事施設の出所者に限ることではありませんが、特有の困難があることも事実です。そして、仕事に就くことは、社会復帰にあたっての最初の着地点かもしれません。

日本のいわゆる「大企業」などでは「新卒一括採用」の慣習が根強く、学校で卒業していく学生の就職の斡旋をすることが広く行われています。それは「学歴社会」や「受験戦争」などの弊害も生んできました。それでは他にどんな道があるのでしょうか。

学校以外では、家族や友人の^{つて}伝手、雑誌やホームページなどの求人広告、ハローワーク（公共職業安定所）など行政機関の斡旋などを通じて仕事を探すことになります。

近年「刑務所出所者等総合的就労支援対策」として、法務省と厚生労働省（刑務所・保護観察所・ハローワーク）との連携による、在所中からの就労支援が図られています。ガイダンスなどの機会があれば、ぜひ、参加して参考にしてください。

また、更生保護に理解のある「協力雇用主」を募り、出所者の採用を働きかける取り組みがなされていますが、職種などもごく限られているのが現状のようです。

そんな中で、出所者の就職活動にあたっては、特有の困難として、①履歴書にどう記載すればよいか。②保証人がいない。③資格制限はないか。などの問題があります。

いずれも「これでOK」といった解決策があるわけではありません。出所者は、厳しい現実を直視せざるをえません。そして、問題にぶつかるたび、家族、友人、同僚等との日常の人間関係を友好に維持することがどんなに大切かをも改めて気づかされることでしょう。

一般論では語れない面があるので、本項末尾には、先輩たちの試行錯誤の経験談を、紹介しました。皆さんの参考となり、また励ましともなれば幸いです。

①履歴書はどう記載すればいいか？

就職活動にあたって履歴書を求められることはよくあります。正直に「〇〇年〇月～〇〇年〇月 〇

〇刑務所において服役。〇〇年〇月満期出所。」などを書いて出すべきでしょうか。それだけでも採用には不利になりそうですが、偽って記載すれば、将来、発覚した際に解雇の理由とされる可能性もあり、悩ましい問題です。

ハローワークなどでは、担当の方の配慮が重要になります。出所者であっても、そのことだけで不採用にはしないよう求人側・雇用主の理解を求めるとも、行政の仕事として取り組んでもらいたいところ です。

西欧では、出所者に関しては経歴を偽って就職しても罪には問われないという国があるそうです。日本でもそれに類した慣習が認められるようにしたいものです。

②保証人とは？

就職にあたって身元保証人を求められるケースがあります。雇用された人が横領などして会社に損害を与えたような場合に保証しなければならないわけですが、金銭関係の保証人とは異なり、必ずしも与えた損害の全額を保証しなければならないというものではありません。使用者の監督責任などもあるか

【ハローワークはこんなところ】

東京都内のあるハローワーク。ずらりと並んだパソコンに求職者が真剣に向かっています。希望の職種や条件を自分で検索して探すのです。奥のブースでは個別に面談が行われているようです。初めての人にはちょっと気遅れする雰囲気かもしれません。

受付の人に「求職票は出していないんですが、パソコンを使わせてもらっていいですか？」と尋ねたところ、「それはかまいませんが、ロックをかけていますので、ご案内した席のパソコンを使ってもらいます」

「検索して、条件に合うところが見つかったらそれからどうするんですか？」

「普通、求職票を持参するように指定されますから、この求職申込書に記載していただいて求職票を出すことになります」……ということでした。

ちなみに、その求職申込書の記載内容は次のような項目です。

氏名／現住所／就職についての希望等（希望勤務地、希望勤務時間、希望収入 etc.）／学歴・訓練等受講歴／経験した主な仕事

からです。「身元保証に関する法律」によって期限（原則3年～上限5年）も定められています。

代行業者も存在しますが、弱みにつけこんだ詐欺まがいの業者もありますから、注意が必要です。

③資格制限とは？

資格を奪われるため、出所後も就けない特定の職業があります。例えば禁錮以上の刑に処せられると、弁護士資格や教員資格は失われます。

さまざまな特別法で個別的に定められているためにその全貌を紹介することは難しいのですが、希望の職種に関係する様々な資格については、そのような制限がどうなっているのかも調べておきましょう

▼私の就職活動体験（その1）

逮捕以来20年近くの獄中生活を経て、8年ほど前に満期出所しました。50歳前後になっていました。

出所後就職活動のために最初に取り組んだのは、切れていた運転免許を取り直すこと。実家から離れた教習所の合宿所に入って、2週間位で26万円かかりました。

それから、もともと福祉関係の仕事に就くことを考えていたので、インターネットで見つけたヘルパー2級講習をする専門学校に通いました。3ヶ月間です。その学校では、講義と実習がありました。実習を受けるにあたっての健康診断の血液検査で、B型肝炎に罹患していることを知りました。最初、刑務所で感染したのかと思いショックでしたが、集団予防接種によってなのか幼少の頃から罹患していたようです。感染力の程度について、これぐらいなら問題がないという知識がそれなりにある病院での介護実習は受け入れてくれましたが、老人を対象とする介護施設での実習は断られました。

資格を得て、最初の就職先は障害者の通所施設のパートタイマーです。時給800円でした。民間の、障害を持つお子さんを持った親たちが有志ではじめたような施設だったので、それほど身元調査は厳しくありませんでした。50歳過ぎとしては、とりあえずパートタイマーく

らいしかないのはやむをえないと思っていました。

履歴書には、それまで、〇〇県の金属工場に勤めていたと書きました。説明として、その会社が、中国へ工場移転した為に失業したというようなことにおきましたが、まんざら嘘でもありません。〇〇刑務所では、実際それまでの組み立ての仕事が中国への工場移転によってなくなってから、ずっと単純な仕事になったのですから。やっぱりある程度は事実には即したことではないと、嘘もサクサク言えるものではありません。そのときは、保証人も特に求められませんでした。職場のごく近所に住んでいますから、そのこと自体が保証になったのかな。

1年間ぐらい勤めました。その施設が事情があって閉鎖することになったので、転職しなければならなくなったのですが、今度は、前職が福祉施設になるので、関係した仕事にはつきやすかったです。前々職まで遡ってそんなに問われることはありませんから。そうそう、その間に、ハローワークの紹介で職業訓練に通うこともしました。福祉住環境コーディネーター講座でした。受講している期間の3ヶ月間ですが、月に6万～8万ぐらい、お金も支給されました。

二度目に勤めた施設でもパートタイマーでした。ここでも、1年近く勤めた頃、年に一度の健康診断の時期になり、例のB型肝炎が問題になりはしないかという不安が正直あったところに、自分の親の介護の問題も起こり、退職しました。紹介してくれる方がいて、今の団体職員になりました。給料は少ないですが、勤務時間が割とフリーになるのが魅力で。

最初の就職活動の際に、履歴書に〇〇刑務所服役と書いていたら？ ……やっぱり採用されなかったでしょうね。嘘を書いてでも入って、真面目に勤めながら、転職の度にだんだん嘘でなくなっていくようにしましょう、ということかなあ……。

私の場合は本名のままで通っていました。今のようにネットなどで検索されると、過去の犯罪歴などもすぐバレてしまうけど、幸い、そういうことはなかった。今のような情報化社会では、偽装結婚や養子縁組をしてでも姓を変えた

い人が増えるかもしれません。

刑期を務めて出所しても、それだけで、人生をリセットさせてくれるほど甘くないですね。

▼私の就職活動体験（その2）

女子刑務所を出てから、いくつかパートを経験しました。求人雑誌で見つけています。ハローワークにはわざわざ行くのも面倒で。履歴書には、服役期間は空欄で出しました。面接で聞かれたらどうしようかな……と緊張しましたが、幸い、そのことは不問でした。女性の場合、多少、無職の期間があってもそれほどうるさく問われないのかもしれないかもしれません。

聞かれてたら？ 正直に言うか、親の介護をしていたとでも言おうか、と悩んでいました。

以前、執行猶予中にアルバイトしていたとき、同僚に執行猶予中であることを、ふと漏らしたら、次の日に、クビを言い渡されたこともありましたので。

こんな場合は……① 高齢の方が抱える困難



高齢受刑者で身柄引受人がいない場合、満期出所となった場合に生活をどのようにすればいいのかという不安が監獄人権センターに寄せられています。老齢のために働くことができず、親族など出所後の生活を助けてくれる人がいない場合は、福祉サービスを受けて生活基盤の安定を図る必要があります。ここでは高齢者に特化した問題への対処方法を紹介します。

Q 自分にどの制度や福祉サービスが利用可能なの
かを知るにはどうすればよいですか？

A 福祉サービスを受けると言っても、福祉には様々な法律、制度、サービスがあります。また、地域や地域によって手続きや窓口等の細部が異なるということもあります。実際にどのようなサービスを受けるべきかについては、社会福祉の専門的知識・経験を有するソーシャルワーカーという職種の人（社会福祉士等）に相談をすることが必要です。

ソーシャルワーカーは地方自治体、民間施設のみならず、刑事施設への配置も進んでいます。2016年4月現在で、市原刑務所と一部の拘置所等以外の70庁に非常勤の社会福祉士99名が配置されています。そのほか、非常勤の精神保健福祉士が8庁に8名、福祉専門官（社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有する常勤職員）が34庁に34名が配置されています。また、4庁の社会復帰促進センターに民間職員の社会福祉士が配置されています。[情報提供:法務省]

高齢受刑者の出所後の生活基盤を整える際に、ソーシャルワーカーの援助を受刑中、出所後に適切に受けることが非常に重要であると言えます。社会福祉士が配置されている施設であれば、受刑中から社会福祉士に相談し、帰住予定地域の福祉関係機関と調整をしてもらい、出所後の帰住地域の福祉関係機関の対応をスムーズに進めることに繋がります。

現在在所している施設に社会福祉士が配置されているのかを在所している施設に確認し、社会福祉士に早い段階から相談できることが望ましいです。ニーズを満たせる社会福祉士の増員が期待されま

すが、施設によって、面接による相談を願い出てもすぐに実現するとは限りません。粘り強く相談の必要性を説明し、相談の機会を確保する事が重要です。

また他の項目で紹介している相談先とも、信書で連絡を取り、刑事施設以外のソーシャルワーカーと相談することをお薦めします。特に帰住先の希望がある方は、帰住希望先の地域のソーシャルワーカーに連絡をすることが大切です。

Q 高齢受刑者が利用できる一般的な相談先はありますか？

A 帰住地域又は刑事施設所在地の地域包括支援センター、福祉事務所、地方自治体の福祉担当部署、民生委員が挙げられます。ここでは地域包括支援センター、民生委員を紹介します。

なお、3 ページで紹介されている「地域生活定着支援センター」は高齢または障害を持つ受刑者を対象としていますが、高齢受刑者が地域生活定着支援センターへ直接相談する事はできません。刑務所に配置されている社会福祉士に相談し、保護観察所を通して支援対象にしてもらう必要があります。保護観察所の決定があると地域生活定着支援センターが動くことが可能となります。

○地域包括支援センター

地域包括支援センターは、2005 年 6 月の介護保険法改正（2006 年 4 月全面施行）により設置されました。同法（115 条の 45）によると「地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設」とされ、市町村が社会福祉法人、NPO 法人等に委託して設置しています。職員には保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等が配置されています。

地域包括支援センターでは、事業の一環として「総合相談・支援」を行っています。これは社会福祉士を中心に、介護、福祉、医療に関することなど、どこに相談していいかわからない場合等、住民の各種相談に幅広く対応しています。2008 年 4 月時点で、全国に 4000 か所近く設置されており、アクセスがしやすいと言えます。しかし、各センターには担当地域が決められているので、どのセンターへ相談を

するべきかについて、市区町村に問合せて下さい。市区町村の住所は施設職員に教示願いを出しましょう。

○民生委員

民生委員は、社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、福祉事務所等関係行政機関の業務に協力するなどして、社会福祉の増進に努める人です。出所後に帰住地域での生活が始まった後に、福祉に関する相談をすることができます。民生委員は役所などに常駐しているわけではないので、帰住地域の民生委員の情報は地方自治体へ問い合わせてください。

民生委員は公務員ではありませんが、要援護者の私生活に立入り、その一身上の問題に介入することが多く、要援護者の生活上、精神上、肉体上の秘密に触れることが多いため、守秘義務が課せられています。民生委員に給与は支給されません。

Q 出所後に所持金も少なく、当面食べていくことすら不安ですがどうすればよいでしょうか？

A 当面の生活基盤については、更生緊急保護（p5）、生活保護（p6）の項目をご覧ください。

満期出所者も更生緊急保護の枠で更生保護施設等の民間施設を利用できる可能性があります。しかし、この場合は直接に更生保護施設に受入要請をしても、更生緊急保護が決まらなと受け入れられないという声を伺うことがあります。まずは、保護観察所と連絡を取り、受入先の施設へつないでもらうことが有効です。民間施設に常に空きがあるわけではないので、受刑中から生活基盤を確立する為の準備をすることが重要です。

Q 炊事、洗濯、入浴等の日常生活を 1 人で行うことが難しいのですがどうしたらよいでしょうか？

A 出所後に日常生活を送る上で他の人の手助けが必要な方は、介護保険を利用できる可能性があります。

介護保険は 40 歳以上の国民から徴収する保険料を財源にして、地方自治体が介護を必要とする高齢者等に介護サービスを提供する制度です。申請先は市町村です。介護サービスの利用には市町村による調査・認定を受ける必要があります。その結果、65

歳以上で「要介護」、「要支援」と認定された、または、40～65歳未満で「特定疾病」が原因で「要介護」、「要支援」状態になった人が対象となります。要介護、要支援の判定を受けると、介護支援専門員（ケアマネジャー）が介護サービス計画を作成します。サービスには訪問看護、訪問介護、等の多くの種類があります。どのサービスを組み合わせるかなどの計画は専門家であるケアマネジャーが行うのが一般的です。

サービスを受けるには利用料金の10%～20%の負担が必要となりますが、所得等による減免措置があります。介護保険制度は多くのサービス内容があり、必要に応じて計画を立てる必要があります。

また、介護保険制度と生活保護等の他の福祉制度を併用することもあり得るので、詳細はソーシャルワーカーに相談してください。在所中から、帰住地域や刑務所所在地の福祉事務所、地方自治体の介護保険課等、担当窓口へ相談をし、出所後にスムーズに相談ができるように準備する事が大切です。

Q 自分自身で社会生活に必要な書類や資産の管理、支払いや契約等に不安があるが、どのような福祉サービスがあるのでしょうか？

A 下記のような制度を参考にしてください。

○日常生活自立支援事業

各地区の社会福祉協議会で日常生活自立支援事業を実施しています。物忘れなどの認知症の症状や知的障害、精神障害などによって、必要な福祉サービスを、自分の判断で適切に選択・利用することが難しい方が利用できるサービスです。この事業では、日常生活に必要な預貯金の払戻しや預入れ、公共料金の支払いを手伝い、日頃使わない大切な書類の預かり、福祉サービスの利用方法や手続きに関する相談や利用料の支払いの手伝いのサービスを提供しています。日常生活自立支援事業については、帰住地域の社会福祉協議会の日常生活自立支援事業担当部署に相談してください。

さらに、日常生活自立支援事業の契約ができない状態の場合や、不動産の売却・老人ホームなどへの入所の契約・遺産分割協議を一人で行う判断能力が十分でない場合、不要な契約を取消す必要がある場合には、成年後見制度があります。

○成年後見制度

成年後見制度は、認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力が不十分な方を支援し、保護するための制度です。判断能力の衰えた後に裁判所により後見人等を選任してもらう法定後見制度と、判断能力が充分なうちに判断能力が衰えたときに備え後見人を自分で選び契約しておく任意後見制度があります。成年後見制度については法テラス（p7のコラム参照）に相談することができます。またソーシャルワーカーに相談する中で必要が認められれば、利用を進められることもあります。



こんな場合は……② 病気や障害のある人

Q 現在病気で出所後も治療を受けることが必要かどうか？

A 受刑中は国民健康保険へ加入していません。出所を迎えたら速やかに健康保険に加入する必要があります。出所後の仕事が決まってい、就職先の関係の健康保険組合がある場合等を除き、多くの方は国民健康保険となります。国民健康保険は帰住先の市区町村役場で手続きをすることになります。手続きをする際に身分証明が必要になりますが、運転免許証等の書類が無くても、刑務所から交付される在所証明が身分証明になります。帰住地域の市町村の健康保険担当部署と連絡を取り、出所後に相談に行きたい旨をあらかじめ伝えて、どのような準備をしていけばよいかを出所前に把握しておくといでしょう。

生活保護申請を検討する場合は、先に福祉事務所へ生活保護の相談を行って下さい。生活保護を受けている間は国民健康保険には加入しないためです。

Q 障がいがあるため出所後に適切な支援・サービスを受けたいのですが、相談先はどこですか？

A 障がいにより社会復帰が困難な方は、地域生活定着支援センター（p3参照）の対象となる可能性があります。その他主要な相談先は福祉事務所（p4参照）、障害者更生相談所です。障害者更生相談所に

は都道府県身体障害者更生相談所、都道府県知的障害者更生相談所があります。

○都道府県身体障害者更生相談所は、身体障害者福祉法により設置され、身体障害者（身体障害者手帳を交付されている人）の更生援護の利便のため、及び市町村の援護の適切な実施の支援のため（11条）の機関です。18歳以上の身体障害者に対し、相談、指導等を行っています。医師、心理判定員、理学療法士、作業療法士、職能判定員、看護師、ケースワーカー等が配置されています。全国に78か所（2010年4月現在）に設置されています。

○都道府県知的障害者更生相談所は、知的障害者福祉法により設置され、18歳以上の知的障害者の相談等を行っています。医師、心理判定員、職能判定員、看護師、ケースワーカー等が配置されています。全国に80か所（2010年4月現在）に設置されています。

身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所は、設置されている自治体により、いくつかの機関が併設されていることもあり、名称も様々です。例えば、東京都の場合は「東京都心身障害者福祉センター」という名称で、両相談所の機能があります。各自治体の状況については、自治体の福祉部門等へ問い合わせてください。

その他の相談先は、市町村で「障害者相談支援事業」として窓口を設けているので、役所や福祉保健センターへ問い合わせてください。

Q 障害者手帳とは何ですか？

A 申請をして交付要件を満たす場合には、「身体障害者手帳」、「精神障害者保健福祉手帳」、「療育手帳（知的障害者手帳）」が交付されます。交付を受けることで福祉サービスが受けられる、または受けやすくなります。サービスの内容は障がいの状況により様々なものがあるので、福祉事務所、地方自治体福祉保健センター、精神保健福祉センター、行政その他の機関に所属せず、地域に事務所を持って活動している社会福祉士（独立型社会福祉士）等へ相談してください。

こんな場合は……③ 依存症を抱えている場合



薬物やアルコールなどの依存症を抱えている場合、出所後にこうした傾向を克服したいと考える方は、専門施設の力が必要になるかもしれません。こうした施設に入寮して、治療を受けた方がよい場合もあるでしょう。希望される場合は、依存症専門施設に相談してください。民間団体ではダルク、マックが各地にあります。

【ダルク（DARC）とは】

ダルク（DARC）とは、ドラッグ（DRUG＝薬物）のD、アディクション（ADDICTION＝嗜癖、病的依存）のA、リハビリテーション（Rehabilitation＝回復）のR、センター（CENTER＝施設、建物）のCを組み合わせた造語で、覚醒剤、有機溶剤（シンナー等）、市販薬、その他の薬物から開放されるためのプログラムを持つ民間の薬物依存症リハビリ施設です。

薬物依存症者に共同生活の場を提供し、薬物を使わない生き方のプログラムを実践することによって、薬物依存からの回復を支援します。回復していくための場、時間、回復者モデルを提供し、ナルコティクスアノニマス（NA）の12ステップに基づいたプログラムを行います。

入寮し、同じ悩み（病気）を持つ仲間とフェロウシップの中で回復するために、場所の提供をし、毎日3回のミーティングを行い、12ステップによる今までとは違う生き方をする練習を行います。

薬物やアルコールなどの依存症でお困りの方は、以下の相談先にご相談ください。

【相談先】

日本ダルク本部（DMC）

〒162-0055 東京都新宿区余丁町14-4 AICビル

TEL: 03-5369-2595 FAX: 03-5369-2596

【マック（NPO法人ジャパンマック）とは】

お酒や薬物・ギャンブルなどに問題を感じている人の相談や、依存症から離れるためのプログラムを提供しています。就労に向けて支援する「就労移行支援施設」や女性を中心とした施設など、ニーズに応じた支援を提供しています。

「回復のプログラム」を使った正しい知識の提供や、生活を立て直すための支援計画を作成して、回復・社会復帰まで回復者と専門家のスタッフがサポートします。手紙、電話、ホームページのお問い合わせフォームから、お気軽にお問い合わせください。

【相談先】

NPO法人ジャパンマック 事務局

〒114-0023 東京都北区滝野川6-76-9

エスポワール・オチアイ1階

TEL: 03-3916-7878 FAX: 03-5974-5093

ホームページ: <http://www.japanmac.or.jp/>

生活保護申請書の書き方例 「路上からできる生活保護申請ガイド〔改訂版〕」P18より

せいかつほごしんせいしよかかたれい

生活保護申請書の書き方例

生活保護申請書

宛先 中央区 福祉事務所所長 平成22年12月1日

申請者氏名 我家有人 ㊟

連絡先 なし 要(被)保護者との関係 本人

住 所 なし

次の通り生活保護法による保護を申請します。

現住所							
保護を受けた人の名前	氏 名	続柄	性別	生年月日	年齢	職業	健康状態
	我家有人	㊟	男	S.41.7.8	43	無職	腰が痛い
保護を受けたい理由	仕事もなく住むところもなく						
	生活に困っています。						
	アパートで生活したいです。						
援助者の状況	氏 名	続柄	年齢	職業	現住所		

参考資料紹介・連絡先リスト

社会復帰に役に立つ書籍等を紹介します。

◎「ひとりで悩まず、私たちに相談してください～困った時の相談先リスト一覧～」

概要：東京及び首都圏を中心にテーマ毎に相談先を紹介しています。

テーマ：「死にたい」「法律全般・多重債務（借金）・保証人・住まい」「女性・人権・シングルマザー・DV」「労働・過労死」「生活保護・貧困全般」「アルコール依存・ギャンブル・薬物・摂食障害」「疾病・障害者全般」「児童・高齢者虐待」「葬送支援」「介護疲れ」「自死遺族支援・語り合いの場」

入手方法：頒価（100円・送料無料）を連絡先へ送る（切手可）

インターネットで以下からダウンロードが可能です（無料）

http://www.lifelink.or.jp/hp/Library/sodanlist_all.pdf

【連絡先】

NPO 法人 自殺対策支援センターライフリンク
〒102-0072 東京都千代田区飯田橋4-6-9
STビル5階

◎「路上脱出ガイド 住まいがなくて困っているあなたへ」

概要：住まいがなくて困っている路上生活者の方々が活用するために作られた冊子です。この冊子では、食べ物がないとき、体調が悪い時仕事を探したい時、生活保護の申請について、相談をしたい時、民間の支援団体等の情報を掲載しています。刑務所を出所後に帰る場所がない方や出所後の生活に不安のある方にとって、有用な資料です。札幌、東京、大阪、福岡、熊本編があります。

入手方法：帰住地域や刑務所所在地域毎に以下の連絡先へお問合せ下さい。

頒価：無料

送料：被拘禁者の方は無料（その他の方は実費負担）

【連絡先】

- ・札幌編：反貧困ネット北海道
〒064-0808 札幌市中央区南8条西2丁目
市民活動プラザ園 305号室 Tel.011-533-3778
hanhinkondo@yahoo.co.jp
- ・東京23区編：ビッグイシュー基金東京事務所
〒162-0811 新宿区水道町4-28
J C 江戸川橋ビル2階
Tel.03-6380-5088 / Fax.03-6802-6074
大阪編、福岡編、熊本編：ビッグイシュー基金大阪事務所

〒530-0003 大阪市北区堂島2丁目3-2

堂北ビル4階

Tel.06-6345-1517 / Fax.06-6457-1358

◎自治体の各種手続きに関する冊子

出所後に帰住地域についたら役所でその自治体の各種手続きに関する冊子入手することをお勧めします。「生活の手引き」、「生活ガイド」「〇〇市インフォメーション」等名称は自治体によって様々ですが、相談したい分野毎の問合せ先や公共施設一覧など行政サービスに関する網羅的な情報を載せているので、地域で行政サービスを活用する上で大変便利なものです。一般的に住民登録の手続きをする際に貰うことができます。入手方法が分からない時は自治体の窓口にお問い合わせください。

◎本冊子作成にあたっての参考文献

※購入・入手はご自身でお願いします。コピーの頒布は行っておりません。

- ・「福祉サービスの基礎知識」自由国民社、2011年
- ・「更生保護入門」成文堂、2011年
- ・「よくわかる社会福祉」ミネルヴァ書房、2011年
- ・「路上からできる生活保護申請ガイド〔改訂版〕」大学図書、2010年
- ・特別調整対象者について（p3）
南光愛隣会「地域生活定着支援センター運営の手引き 平成22年改訂版」参照
- ・生活福祉資金貸付制度について（p6）
http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/seikatsu-fukushishikin1/index.html
- ・生活保護申請注意点について（p6）
『How to 生活保護』現代書館、2010年を参照
- ・「刑執行開始時及び釈放前の指導等に関する訓令の運用について（依命通達）」平成18.5.23 矯正3313 矯正局長依命通達
- ・「矯正施設収容中の者の国民年金の取扱いについて（通達）」平成12.3.31 矯保1004 矯正局長通達
- ・「矯正施設収容中の者への国民年金制度の周知徹底に関する社会保険庁との協力体制について（通知）」平成17.10.6 矯正7083 矯正局成人矯正課長・少年矯正課長通知
- ・運転免許の更新について（p8）
CPR News Letter No.55 P8~9「在所中に自動車運転免許の有効期限が切れてしまったら」参照
- ・地域生活定着支援センターについて（p3）
「『地域生活定着支援センターの事業及び運営に関する指針』について」平成21.5.27 社援総発第0527001号
- ・地域包括支援センターについて（p15）
「地域包括支援センターの設置運営について（通知）」平成18年10月18日、一部改正：平成19年1月16日、

- 老計発第 1018001 号、老振発第 1018001、老老発第 1018001 号
「地域包括支援センターについて（概要）」
<http://www.mhlw.go.jp/topics/2007/03/dl/tp0313-1a-01.pdf>
- ・ 民生委員について（p15）
厚生労働省ホームページ「民生委員・児童委員に関する Q & A」
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/seikatsuhogo/minseiiin01/04.html>
 - ・ 日常生活自立支援事業について（p16）
東京都社会福祉協議会ホームページ
<http://www.tcsww.tvac.or.jp/>
厚生労働省ホームページ「日常生活自立支援事業」
http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/chiiki-fukusi-yougo/index.html
 - ・ 法テラスについて（p7）
法テラスホームページ
<http://www.houterasu.or.jp/index.html>
 - ・ 福祉事務所について（p4）
厚生労働省ホームページ「福祉事務所」
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/seikatsuhogo/fukusijimusyo.html>
 - ・ 社会福祉協議会について（p6）
全国社会福祉協議会ホームページ
<http://www.shakyo.or.jp/about/index.htm>
 - ・ 生活困窮者自立支援制度について（p11）
厚生労働省ホームページ「生活困窮者自立支援制度」
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000073432.html>



監獄人権センター

〒 160-0022 東京都新宿区新宿2-3-16 ライオンズマンション御苑前703
TEL&FAX:03-5379-5055 E-mail:cpr@cpr.jca.apc.org URL:<http://www.cpr.jca.apc.org/>
年会費（1口）：一般 5000 円／学生 3000 円 郵便振替口座：00100-5-771629 監獄人権センター